明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　福岡市で発行する西日本新聞
掲載の日付　平成二十九年五月三十一日
掲載頁　二十九頁

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年五月三十一日
掲載頁　一三八頁（号外第一一四号）

平成二十九年七月六日
福岡県糟屋郡新宮町上府北四丁目一番一号
（甲）八洋食品株式会社
代表取締役　川添　修三
滋賀県近江八幡市長光寺町字松田六〇一
（乙）株式会社河内
代表取締役　川添　勝弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年七月六日
東京都千代田区外神田一丁目一五番八号
合同会社RUSH
代表社員　五十嵐中庸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年七月六日
東京都渋谷区広尾一―七―二〇ＤＯＴビル二Ｆ
合同会社フジヤマゲイシャ
代表社員　町田　裕治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年七月六日
大阪市住之江区粉浜二丁目五番三号
合同会社プライムユー
代表社員　張　懿儻

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円減少し七億二千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年七月六日
東京都中央区築地一丁目九番一一―五〇二号
エス・エッチ・シー有限会社
代表取締役　島田　義久

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し一億円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十九年六月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月二十九日
掲載頁　一二四頁（号外第一三九号）

平成二十九年七月六日
東京都墨田区緑一丁目二七番八号
ナイガイ株式会社
代表取締役社長　清野　昇

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年七月六日
大阪市中央区西心斎橋一丁目一番一一号
宮崎建企有限会社
取締役　宮崎　八郎

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年七月二十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十九年八月三十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十九年七月六日
東京都千代田区岩本町一丁目七番四号
株式会社ダイヤコンサルタント
代表取締役　野口　泰彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年八月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年七月六日
福島県福島市野田町五丁目五番六号
文化設備工業株式会社
代表取締役　先崎　良博

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年七月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年七月六日
京都府八幡市八幡高坊二五番地
恭立株式会社
代表取締役　浮田　均

限定承認公告

本籍静岡県富士市富士町水戸島一〇九番地一、最後の住所神奈川県川崎市多摩区菅二丁目九番五号フェリエドゥ稲田堤

被相続人　亡　田中喜美子

右被相続人は平成二十八年一月四日死亡し、その相続人は平成二十九年六月二十六日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月六日
東京都江東区豊洲四丁目一〇番四号九二四号室
限定承認者　鎌田　和馬

限定承認公告

本籍神奈川県川崎市川崎区田町二丁目一四番、最後の住所東京都品川区北品川一丁目二八番八号星野ビル三〇三

被相続人　亡　浅川加津子

右被相続人は平成二十八年十一月二十六日頃死亡し、その相続人は平成二十九年六月二十八日、東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月六日
東京都中野区白鷺二丁目三六番四号テラスハウス翔一〇三
相続財産管理人　浅川　一成

限定承認公告

本籍兵庫県神戸市西区伊川谷町前開一九六〇番地、最後の住所石川県野々市市本町一丁目四八番一五号

被相続人　亡　丹家　邦夫

右被相続人は平成二十六年六月二十五日死亡し、その相続人は平成二十九年六月二十六日金沢家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月六日
神戸市西区伊川谷町前開一九六〇番地
相続財産管理人　丹家　伸夫
大阪市中央区北浜四丁目一番二一号住友生命淀屋橋ビル六階　弁護士法人淀屋橋法律事務所
右代理人弁護士　鹿野　耕平

訂正公告

平成二十九年六月二十九日（号外第一三九号）掲載の第十六期決算公告（枠組）中、金額の単位「（単位：百万円）」とあるは「（単位：千円）」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年七月六日
東京都千代田区大手町一丁目八番一号
三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社
代表取締役社長　鴨崎　晃

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一二二	上	終りから一六	平成二十四年	平成二十二年
十四号	二	終りから二	平成十八年経済産業省告示第六	平成十九年経済産業省告示第二百九十号

平成二十五年十二月二十七日（号外第二百八十四号）経済産業省告示第二百六十九号（エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示）
（原稿誤り）

平成二十九年三月二十八日経済産業省告示第五十四号（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴う経済産業省関係告示の整理に関する告示）
（原稿誤り）

六　上　終りから二　平成十八年経済産業省告示第六百九十号　平成十九年経済産業省告示第二百九十四号

◉号外　七月六日付第一四五号　一六ページ●同日付政府調達第一二七号四八ページ●三
月二十八日付衆会第一三号　一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）